

高知大学全学安全衛生委員会規則

平成17年1月26日
規則第422号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則（以下「安衛則」という。）第18条第2項の規定に基づき、高知大学全学安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、安全衛生に関し、次の各号に掲げる事項のうち全学的なものについて調査審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する事。
- (4) 安全及び衛生に関する規則の作成に関する事。
- (5) 安全及び衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- (6) 職場環境調査の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- (7) 定期及び臨時に行われる健康診断、医師の診断・診察・処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- (8) 職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- (9) 厚生労働大臣等からの文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の健康障害の防止に関する事。
- (10) 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で職員に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものの危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。
- (11) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- (12) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- (13) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。
- (14) その他安全衛生に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（財務・労務管理担当）
- (2) 各事業場の安衛則第14条第1項第1号から第4号までに規定する者
- (3) 安全衛生に関し経験を有する職員の中から学長が指名した者
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。
- 3 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。ただし、第3条第2号の規定により委員となっている者の代理は、委員と同種の安衛則上の職種に指名されている者とする。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日規則第586号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日規則第59号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第98号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。